

議案第74号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

改正理由

新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の徴収猶予期間の拡大及び減免の要件の緩和を行うための改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(介護保険料の徴収猶予の特例)

- 11 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が到来する普通徴収又は特別徴収の方法により徴収されている保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響を理由として納付義務者からの申請により徴収猶予する場合は、第17条第1項中「6箇月以内」とあるのは「1年以内」に読み替えるものとする。

(介護保険料の減免申請手続の特例)

- 12 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が到来する普通徴収又は特別徴収の方法により徴収されている保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響を理由として減免を受けようとする場合は、第18条第2項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、令和4年3月31日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>以下 略</p>	<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p><u>(介護保険料の徴収猶予の特例)</u></p> <p>11 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が到来する普通徴収又は特別徴収の方法により徴収されている保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響を理由として納付義務者からの申請により徴収猶予する場合は、第17条第1項中「6箇月以内」とあるのは「1年以内」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(介護保険料の減免申請手続の特例)</u></p> <p>12 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が到来する普通徴収又は特別徴収の方法により徴収されている保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響を理由として減免を受けようとする場合は、第18条第2項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、令和4年3月31日とする。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の徴収猶予期間の拡大及び減免の要件の緩和を行うための改正

2 改正の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少した場合に、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する介護保険料について、徴収の猶予期間を令和2年度と同様に6箇月以内から1年以内とする特例を規定するもの。
(附則第11項関係)

(2) 国の財政支援における介護保険料の減免の要件の特例に対応するため、保険料の減免申請書の提出期限について、通常、普通徴収の場合納期限の7日前までに、特別徴収の場合年金支給月の前前月の15日までに提出することとなっているところを、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する保険料について令和4年3月31日までに提出することができる特例を規定するもの。
(附則第12項関係)

3 施行日 公布の日（適用日：令和3年4月1日）